# 令和2年度 姫新線利用促進·活性化同盟会 総会議案書

令和2年7月

姬新線利用促進·活性化同盟会

# 目 次

議案第1号	令和元年度 事業報告について ・・・・・・・	P 2
議案第2号	令和元年度 歳入歳出決算報告について ・・・・	P 4
議案第3号	役員の改選(案)について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 7
議案第4号	令和2年度 事業計画(案)について ・・・・・	P 8
議案第5号	令和2年度 歳入歳出予算(案)について・・・・	P 9
資 料	姫新線利用促進・活性化同盟会規約 ・・・・・・	P11

# 姬新線利用促進·活性化同盟会 会員名簿

(令和2年7月1日現在)

役職名	構成団体	職名	氏 名
会 長	たつの市	市長	山 本 実
副会長	姫 路 市	市長	清元秀泰
副会長	佐 用 町	町長	庵 逧 典 章
理事	たつの市議会	議長	松 下 信一郎
理事	姫路商工会議所	会 頭	齋 木 俊治郎
理事	龍野商工会議所	会 頭	井 上 猛
理事	たつの市商工会	会 長	木 津 眞 人
理事	佐用町商工会	会 長	井口覚
監事	姫 路 市 議 会	議長	八木高明
監事	佐用町議会	議長	石 堂 基
顧問	兵庫県中播磨県民センター	センター長	小 橋 浩 一
顧問	兵庫県西播磨県民局	局 長	遠藤英二

## 令和元年度 事業報告について

### 1 要望活動

(とき) 令和元年8月30日(金)午後3時~

(要望先) 西日本旅客鉄道株式会社 神戸支社

(要望事項) 姫新線の利便性向上に関する要望

### 2 会議の開催

### (1)総会

(と き) 令和元年7月11日(木)午後2時~

(ところ) 龍野経済交流センター 会議所ホール

(出席者) 会長以下会員8名、顧問2名、来賓10名

(議 題) 議案第1号 平成30年度 事業報告について

議案第2号 平成30年度 歳入歳出決算について

議案第3号 令和元年度 事業計画 (案) について

議案第4号 令和元年度 歳入歳出予算(案)について

### (2) 推進会議

(開催回数) 8回

(ところ) 姫路市役所、たつの市役所、佐用町役場等

(内 容) 利用促進活動等について協議・調整

#### 3 利用促進活動

### (1) 利用促進PRの実施

### ア 広域時刻表の発行

(発行部数) 11,000部

(設置場所) 県(県庁・県民局)及び姫新線沿線市町(市役所・町役場、公民館、 図書館)、沿線高校、観光案内所、宍粟市役所、JR姫路鉄道部、 ウエスト神姫相生営業所等

### イ 同盟会主催イベントの開催

### <環境学習列車>

開催日:令和元年6月15日(土)

### <高校生による姫新線列車マナー啓発放送 第1回>

開催日:令和元年6月19日(水)・25日(火)

<JR姫新線・JR播但線縦断横断クイズラリー>

開催日:令和元年7月20日(土)~令和元年9月6日(金)

<栗ひろいハイキング>

開催日:令和元年10月6日(日)

く姫新線で行く楽農大学>

開催日:令和元年10月26日(土)

<姫新線車両基地ファミリー見学会>

開催日:令和元年11月23日(土・祝)

< 姫新線de天体観測>

開催日:令和元年12月7日(土)

<高校生による姫新線列車マナー啓発放送 第2回>

開催日:令和元年12月13日(金)・16日(月)~19日(木)

<屏風岩・鶴嘴山 里公園ハイキング>

開催日:令和2年2月1日(土)

### (2) 各種イベント事業への積極的な参加

西播磨フロンティア祭

(令和元年4月29日)

佐用町南光ひまわり祭り

(令和元年7月13日~7月28日)

たつの市民まつり

(令和元年11月3日)

### (3) 各駅乗降調査の実施

(実施日) 第1回:令和元年 5月30日(木)始発~9時

第2回:令和元年11月20日(水)始発~終電

(実施場所) 姫路駅を除く沿線12駅

### (4) 地域活動への支援

オータムフェスティバルin龍野実行委員会 たつの市神岡地区連合自治会

## 令和元年度 歳入歳出決算報告について

歳入4,900,295円歳出3,671,340円差引1,228,955円

1 歳 入

(単位:円)

一 成 八				「単位・ロ)」
事 項	予 算 額	収入済額	過不足額	説明
市町負担金	1,700,000	1,700,000	0	姫路市 663,000 たつの市 648,000 佐用町 389,000
県 負 担 金	1,800,000	1,800,000	0	中播磨県民センター 900,000 西播磨県民局 900,000
前年度繰越金	1,244,171	1,244,171	0	前年度繰越金
諸収入	105,829	156,124	50,295	ひまわり祭りミニSL参加費 43,600 栗ひろいハイキング参加料 112,500 預金利息 24
合 計	4,850,000	4,900,295	50,295	

2 歳 出

(単位:円)

事項	予 算 額	支出済額	不 用 額	説明
会 議 費	30,000	29,082	918	
会 議 費	30,000	29,082	918	総会会場使用料等
事 務 費	150,000	104,085	45,915	
需 用 費	99,000	98,596	404	事務用品等
通信運搬費	40,000	5,489	34,511	郵券料等
旅費	11,000	0	11,000	
事 業 費	4,660,000	3,538,173	1,121,827	
要望活動費	10,000	1,382	8,618	要望会消耗品
利用促進費	4,650,000	3,536,791	1,113,209	各種イベント 乗降調査 等
予 備 費	10,000	0	10,000	
予 備 費	10,000	0	10,000	
合 計	4,850,000	3,671,340	1,178,660	

# 役員の改選 (案) について

本同盟会規約第5条及び第6条の規定により、次のとおり役員を改選します。

	現 役 員			新 役 員 (案)				
会 長	たつの市長	山本	実	会 長	たつの市長	山本	実	
司公臣	姫路市長	清元	秀泰	副会長	姫路市長	清元	秀泰	
則云文	l会長 佐用町長		典章	副云文	佐用町長	庵逧	典章	
	たつの市議会議長	松下	信一郎		たつの市議会議長	松下	信一郎	
	姫路商工会議所会頭	齋木	俊治郎		姫路商工会議所会頭	齋木	俊治郎	
理事	龍野商工会議所会頭	井上	猛	理事	龍野商工会議所会頭	井上	猛	
	たつの市商工会会長	木津	眞人		たつの市商工会会長	木津	眞人	
	佐用町商工会会長	井口	覚		佐用町商工会会長	井口	覚	
監事	姫路市議会議長	八木	高明	監事	姫路市議会議長	八木	高明	
二二二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	佐用町議会議長	石堂	基	二 事	佐用町議会議長	石堂	基	

### 令和2年度 事業計画(案)について

### 1 要望活動

(と き) 令和2年8月下旬(予定)

(要望先) 西日本旅客鉄道株式会社 神戸支社

(要望事項) 姫新線の利便性向上に繋がるダイヤ・車両編成等に関する要望

### 2 会議の開催

### (1)総会

(と き) 令和2年7月中旬(予定)

(ところ) 書面協議

(議 題) 議案第1号 令和元年度 事業報告について

議案第2号 令和元年度 歳入歳出決算報告について

議案第3号 役員の改選(案)について

議案第4号 令和2年度 事業計画(案)について

議案第5号 令和2年度 歳入歳出予算(案)について

### (2) 推進会議

毎月1回、姫路市役所、たつの市役所、佐用町役場等で開催

### 3 利用促進活動

### (1) 利便性向上PRの実施

同盟会ホームページをはじめとした各種広報媒体により、沿線住民や観光客に姫新線の利便性を幅広くPRし、利用促進と姫新線の認知度の向上を図る。さらに沿線の高校生による乗車マナー啓発車内放送等のマナー啓発活動を実施し、快適な乗車空間の確保に取り組む。

#### (2) 同盟会イベントの開催

同盟会が主催となり、姫新線を活用したイベントを企画・実施し、姫新線の魅力を発信する。

### (3) 各種イベント事業への積極的な参加

沿線地域で開催される各種イベントと連携・協力し、姫新線を利用した参加を呼び掛け、利用促進につなげる。

### (4) 各駅乗降調査の実施

今後の利用促進活動に役立てるため、沿線各駅(姫路駅を除く。) で乗降調査を 実施する。

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、いずれの活動も実施方法の変更、規模 の縮小または中止する場合があります。

### 参考: 構成団体により実施されている事業

- 新たに姫新線で通勤・通学する者に対する駐車場、駐輪場料金の助成
- 団体で姫新線を利用する者に対する運賃の助成や切符の支給
- 〇 姫新線を利用したノーマイカーデー通勤の実施
- パーク&ライドのための駐車場・駐輪場の整備及び管理
- 〇 駅舎及び駅前広場の管理
- コミュニティバス、デマンド交通等2次交通の運行

# 令和2年度 歳入歳出予算(案)について

1 歳 入 (単位:円)

事 項	本年度予算額	前年度予算額	増 減 額	説明
市町負担金	1,700,000	1,700,000	0	姫路市 663,000 たつの市 648,000 佐用町 389,000
県 負 担 金	1,800,000	1,800,000	0	中播磨県民センター 900,000 西播磨県民局 900,000
前年度繰越金	1,228,955	1,244,171	▲ 15,216	前年度繰越金
諸 収 入	21,045	105,829	▲ 84,784	栗ひろいハイキング参加費 預金利息 等
合 計	4,750,000	4,850,000	▲ 100,000	

2 歳 出 (単位:円)

事項	本年度予算額	前年度予算額	増 減 額	説明
会 議 費	0	30,000	▲ 30,000	
会議費	0	30,000	▲ 30,000	会場使用料等
事 務 費	115,000	150,000	▲ 35,000	
需 用 費	100,000	99,000	1,000	事務用品等
通信運搬費	15,000	40,000	▲ 25,000	郵券料
旅費	0	11,000	▲ 11,000	
事 業 費	4,625,000	4,660,000	▲ 35,000	
要望活動費	10,000	10,000	0	JRへの要望会
利用促進費	4,615,000	4,650,000	▲ 35,000	各種利用促進活動
予 備 費	10,000	10,000	0	
予 備 費	10,000	10,000	0	
合 計	4,750,000	4,850,000	▲ 100,000	

### 市町負担金の内訳

(単位:円)

	市田	<b></b>		本 年 度			前	年	度	増	減	額
姫	出	各	市	663,000			663,000					0
た	つ	の	市		648,000			648	,000			0
佐	月	Ħ	町	389,000			389	,000			0	
	合	計			1,700	,000		1,700	,000			0

### 県負担金の内訳

(単位:円)

市町名	本 年 度		前	前 年 度			減	額	
中播磨県民センター	900,000			900,000					0
西播磨県民局		900	,000		900,	000			0
合 計		1,800	,000		1,800,	,000			0

### 姬新線利用促進·活性化同盟会規約

(目的)

第1条 この会は、姫新線姫路上月駅間における年間300万人乗車を目標と する利用促進活動を展開し、安全・快適で利便性の高い輸送環境の確保と沿 線の活性化を目的とする。

(名称)

第2条 この会は、「姫新線利用促進・活性化同盟会」という。

(事業)

- 第3条 この会は、第1条の目的を達成するため次の事業を行う。
  - (1) 利用促進キャンペーン・イベント等の企画・実施、啓発物資配布等の PR活動及び利用促進活動に取り組む各種団体への助成等、乗車目標を 達成するために必要な事業
  - (2) より安全で快適な輸送環境(駅舎、軌道及び車両等の施設・設備)を 確保するために必要な事業
  - (3) より便利で効率的な輸送環境(増便、ダイヤ調整及び車両増結等の運行形態)を確保するために必要な事業
  - (4) その他、この会の目的を達成するために必要な事業

(構成)

第4条 この会は、設立目的に賛同する地方公共団体及び関係諸団体をもって 構成する。

(役員)

- 第5条 この会に次の役員を置く。
  - (1) 会 長 1名
  - (2)副会長 若干名
  - (3) 理 事 若干名
  - (4) 監事 若干名

(役員の選任方法及び任期)

- 第6条 役員は、総会において選出する。
- 2 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(役員の任務)

- 第7条 会長は、この会を代表し、会務を総理する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときにその職務を代行する。
- 3 理事は、会長及び副会長を補佐する。
- 4 監事は、この会の経理を監査する。

(顧問)

- 第8条 この会に顧問を置くことができる。
- 2 顧問は、会長が委嘱し、会長の諮問に応ずる。

(会議)

- 第9条 この会の会議は、総会とし、会長が必要に応じて招集する。
- 2 総会の議長は、会長がこれにあたる。
- 3 会議の議事は、出席者の過半数をもって決する。可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(庶務)

第10条 この会の庶務は、会長の所在する市・町が担当する。

(経費)

第11条 この会に要する経費は、構成市町並びに県の分担金及びその他の収入をもってあてる。

(会計年度)

第12条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(規約改正)

第13条 この規約の改正は、総会の議決による。

(雑則)

第14条 この規約に定めるもののほか、この会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附則

この規約は、平成2年8月7日から施行する。

附則

この規約は、平成19年6月8日から施行する。

附則

この規約は、平成22年7月8日から施行する。

附則

この規約は、平成27年6月26日から施行する。